

生活福祉委員長報告

生活福祉委員会委員長 三 津 良 裕

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託になりました議案は、「議案第26号 鳴門市火葬施設条例の一部改正について」ほか6件であります。

当委員会は、去る3月7日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案7件は原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願2件につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第26号 鳴門市火葬施設条例の一部改正について」であります。市外居住者の火葬場の使用料を近隣市の状況を勘案し、見直しを図るため、所要の改正を行うものであります。

市外からの利用者の状況を理事者に確認したところ、年々増加の傾向にあるとのことで、市民の利用に支障を来すことが懸念されるとの意見がありました。理事者からは、今回の料金改定により近隣市のバランスを考慮した料金体系となることによって利用者も分散され、懸念される状況も緩和されるのではないかとのことでありました。

委員からは、料金の見直しは、将来の人口構成や起債の償還計画など経済状況などを考慮し慎重に行うべきで、市民に十分な説明が必要との意見がありました。

委員からは、利用者に対するサービスのより一層の向上に取り組むよう要望がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数で原案を了と致しました。

次に、「議案第27号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」であります。地域主権一括法により、政省令等で定められておりました施設・公物設置管理の基準について、それぞれ地方自治体において条例で定めることとされたため、必要な条例の整備を行うものであり、一般廃棄物を処理するために設置する施設における技術管理者の資格に関する規定を追加するものであります。

委員からは、技術管理者にあたる職員の配置の状況について質疑があり、理事者からは、本市のクリーンセンターにおいては、現在、焼却場、リサイクルプラザ、し尿処理施設、最終処分場にそれぞれ1名ずつの4名の管理者を置いているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第28号 鳴門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、「議案第29号 鳴門市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」及び「議案第30号 鳴門市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について」の3議案であります。地域主権一括法により、政省令等で定められておりました施設・公物設置管理の基準について、それぞれ地方自治体において条例で定めることとされたため、必要な条

例の整備し、これら 3 件の条例を制定するものでありました。

理事者からは、地域密着サービスとは、高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、地域の特性に応じて多様で柔軟なサービスが市町村によって提供できるように創設されたサービス体系であるとの説明がありました。

この 3 件の条例の制定にあたっては、特段の事情や地域性が認められないことから、厚生労働省令の基準をもって条例に定めているとのことでありましたが、条例中の記録の保存年限の規定については、介護報酬の返還請求の消滅時効の規定に合わせ省令では「2 年間」のところを「5 年間」に見直しているとのことでありました。

委員からは、介護事業関係者からの意見等を集約し、条例の規定に反映させることにより、事業をより充実させてもらいたいとの要望がありました。

議案第 28 号について、委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、議案第 29 号について、委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、議案第 30 号について、委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第 31 号 鳴門市高齢者等無料バス優待券の交付等に関する条例の一部改正について」であります。平成 24 年度末をもって、「鳴門市旅客自動車運送事業条例」が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

理事者からは、4 月 1 日から徳島バスが運行するように

なる市内の路線のうち、市内全ての区間で無料優待券が利用できるよう適用区間を拡大するとの説明がありました。

委員からは、対象路線の拡大による利便性の向上を市民に十分周知し、利用してもらえよう要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第32号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。法改正により、条例において引用している法律の名称等が改正されたことから、関係条例の字句の整理を行うものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。